

## 平成28年度診療報酬改定に伴う留意事項

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年度の診療報酬改定における主な留意事項について下記にご案内申し上げます。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

■実施日 平成 28年 4月 1日(金)実施分より

### ●診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(一部抜粋)

・ D006「7」のへパプラスチンを実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

・ D007「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。

なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。

ア 硫酸亜鉛試験(ZTT)

イ チモール混濁反応(TTT)

また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

### ●経過措置(抜粋)

下記の項目は、平成30年3月31日までの間に限り算定できる

新区分番号	診療報酬 新検査項目名	新点数	コード	弊社項目名称
D006 7	へパプラスチンテスト	29点	3058	へパプラスチンテスト
D007 1	膠質反応	11点	1005	ZTT
		11点	1006	TTT

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。